

29製造療第563号

動物用医療機器製造業登録証

氏名又は
名称 株式会社ビットストロング

製造所の
所在地 東京都港区浜松町1丁目1番10号

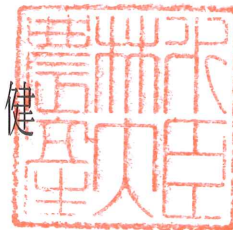
製造所の
名称 株式会社ビットストロング

登録の
有効期間 平成29年9月7日から
平成34年9月6日まで

医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の3第1項の登録を受けた動物用医療機器の製造業者であることを証する。

平成29年9月7日

農林水産大臣 齋藤 健



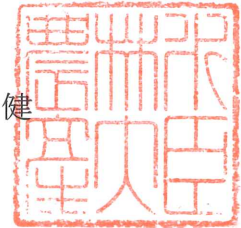
農林水産省指令 29 消安第 2897 号

東京都港区浜松町1丁目1番10号
株式会社ビットストロング
代表取締役社長 門 洪涛

平成29年7月12日付けで申請のあった動物用医療機器の製造業の登録の申請については、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）第83条第1項の規定により読み替えて適用される同法第23条の2の3第1項の規定に基づき、下記のとおり登録する。

平成29年9月7日

農林水産大臣 齋藤 健



記

登録番号 29 製造療第563号

製造所の
所在地 東京都港区浜松町1丁目1番10号

製造所の
名称 株式会社ビットストロング